

神宮教立教大意述義

254

014171-000-4

特56-254

神宮教立教大意述義

田中 頼庸/撰

M26

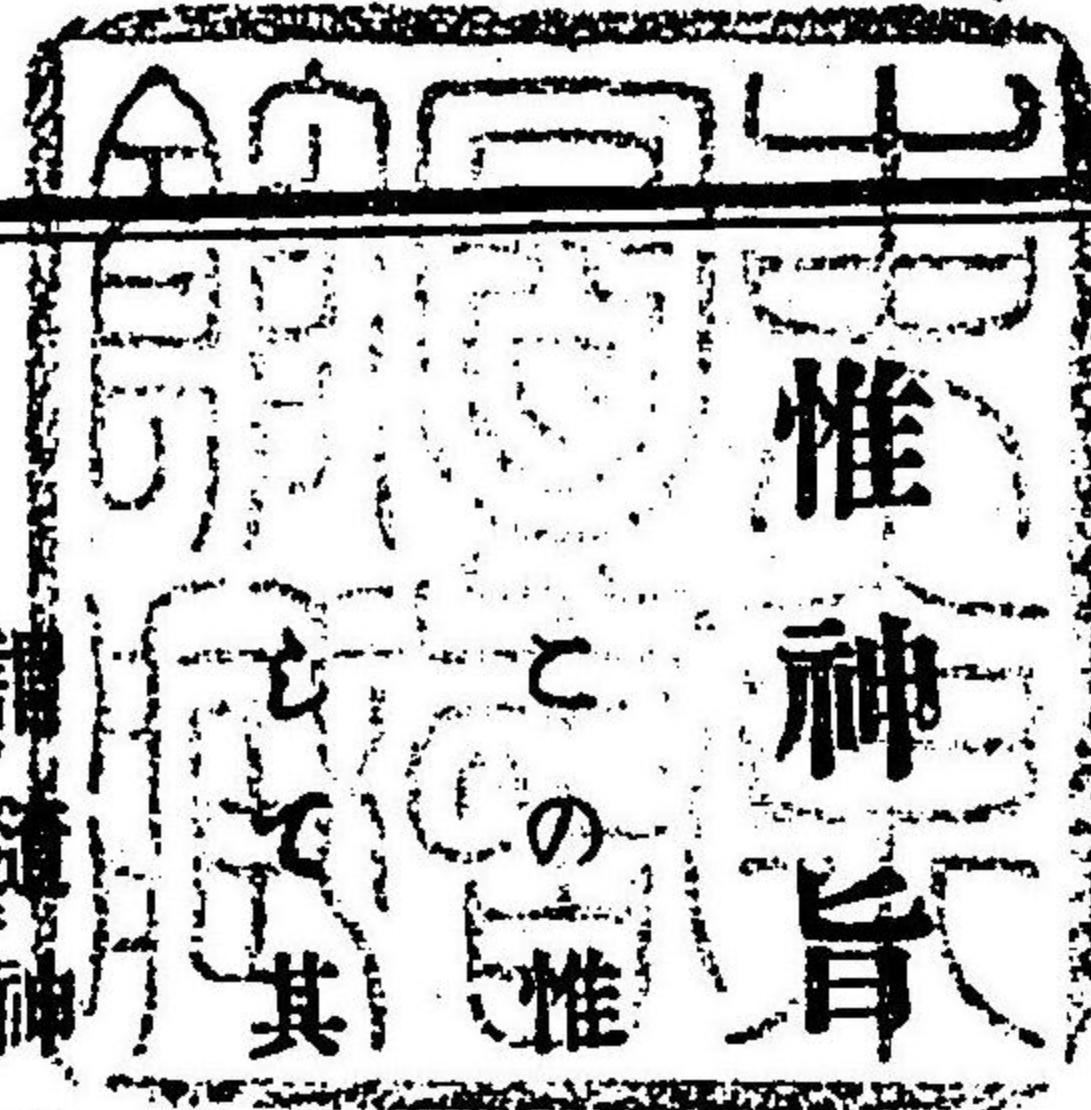
ABB-0469



神宮教立教大意述義

神宮教管長 田中頼庸撰

神宮教廣島本部長 藤井稜威述



この惟神旨三章は、田中管長の撰定にて、本教創立の時に、教旨と
 して其筋に差出されしものなり、趣旨三章にて盡せり、惟神とは、
 謂隨神道而、亦自有神道也、と皇典に見えたる如くにて、この道は
 至正至美、至簡至易にて、入易く、從ひ易く、之を施して世に益あ
 り、之を行ひて害あるを見せ、故に我惟神の道は、造化の元首より
 起り、大元の始めより、萬世の後に至るまで、嘗て一日も汚隆ある

神宮教立教大意述義

ことなり、第一章、第二章は本教の經にして、第三章は其緯あり、我が惟神の教導に、職を奉ずるものは、宜しく第一章、第二章を、詳明に解得して、第三章の神理を講究すべし、秘威第一章、第二章の趣旨を明しせんとして、造化、幽顯、修理固成、皇國々體の四説を著し、第三章の趣意を詳めせんとして、修祓、鎮魂、主宰分掌、神魂歸天の四神理を述べ、以て本編の附録とす、總て神典、皇史によりて、説をなす處にして、一も私意を交ふるものなし、讀者之を神典、皇史に徴し、之を天賦の靈性に照す時、ごじめて其説の確實にして、其教の尊ぶべきを、知るに至るべし、

天祖天之御中主神、大元の初より、天地日月を鎔造し、神人萬物を化育し給ひし、其産靈の神徳を講明す、

天之御中主神、皇産靈神の御神徳を、まつこゝに略述すべし、其は古事記序に、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、然乾坤初分、參神作造化之首といひ、正文に天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神、次高御産巢日神、次神産巢日神、此三柱神者、並獨神成坐而、隱身也とあり、また日本紀に、高天原所生神、名曰天御中主尊、次高皇産靈尊、次神産靈尊とあるによれば、天之御中主神と、高皇産靈、神産靈の二神、等しく造化の元首よて、同徳にませるが如し、然れども其差別あることは、古語拾遺の一本、及び神皇正統紀に、高皇産靈神、神産靈神、天之御中主神の御子と傳へたり、之を古事記、日本紀に徴するに、其いはれあり、いかにとなれば、紀記二典をほしめ、古書ともに、高皇産靈神、神産靈神の御言行を、かゝけたり、二柱の神ともに、隱身の神にませば、御形をあらはし、御言とひ

等のありしは、雄略天皇の御代に、葛木の一言主神の、あらはれま
 と、類ひ、またかのの住吉の現人神の如きさまにて、尋常のこと
 にあらざるあり、高木神といひ、神産靈御祖のこと、申せるも、
 故あることなり、この事につきては、別に委しき考へあり、されど
 たどひ分靈にませるにもせよ、別ある由あるにもせよ、既に御言
 およひ御所業あり、これ天之御中主神と、いさく異よませるが故
 かり、次に云ふ旨をよく考へ合すべし、天之御中主神に至りては、
 一の御言語、およひ御行跡のかくありと、世に傳ふることなし、
 たゞ造化の元首とますことぞ知るのみなり、これ二柱の神と、甚
 く異にまして、人の言語を以て、世に傳ふへき御言行のますに、あ
 らざる故あるべし、何事も後の世人の、かにかくと言ひといひ、思
 ひと思ふ百千のそを、幾百千積むとも、天之御中主神の御神徳を、

解き得るを得ざるものとあるへし、故に古代より朝廷におき
 て、四時の祭祀を執り、神社を建て恩頼をこひ、報賽の道を盡し給
 ふ神さらり、あまたまよませども、此神のとは、預り給へると聞ゆ
 ず、されは造化の元首は、天御中主神にまして、高皇産靈、神産靈神
 の神は、其御神徳を賛けて、天地、日月、神人、萬物を鑄造し給ひし
 のなり、其證とすへきは、日本紀に、高皇産靈尊、有預鑄造天地之功
 と、見ゆたるにてもあるへし、惟ふに天御中主神は、幽中の幽にま
 して、すべて天地、日月を創造成作し給ふ神にまよ、現にあらはれ
 たる御事業に至りては、高皇産靈、神産靈神の御しとさなり、そは
 鎮魂祭よ、産靈神を祀り、中古の歌に君とればむそぶの神ぞうら
 めしき、つれなき人をなにつくりけん、また心さへむすぶの神の
 作りけん、とくるけしきもとえぬ君かな、あと、云ひて、現にあら

はれたることは、とて産靈神の御神徳とせり、神典に、其御言行を傳へさせ給へるも、さる故あるが爲あり、又天御中主神と、産靈神と、幽顯の差別ありとすることとは、伊弉諾尊、伊弉冉尊の高天原とまる上りて、命をこひ給る天神は、正しく産靈神にませるに、天神まさ太占に卜へて云々とのり給へり、これ産靈神のうへにも、なほ幽に仰き給ふことありと、思ひはからるゝが故なり、其他天之御中主神と、産靈神との御上の差別を云出れば、なほ盡すへくもあらされど、上の件の趣にて、其餘もおしてさとるへし、三神造化之元首とあるは、固より大凡の御神徳を、述たるものにして、それを委しくする時へ、こゝに云るか如くある故に、この惟神旨の本文に、偏へし天御中主神にかけて、述べられたるものなり、大元の初めの如きは、無名無爲の古にて、後世これを知るに由なし、然れ

とも我皇朝に、辱かくも太素の查冥ある本教を傳へ、天照大御神の御神徳によりて、之を皇統と俱し無終し至らとめ給ふ故に、正しき神傳を知ることを得たり、外國人が推測を以て、天地の初めを語るものゝ比にあらす、仰くべし尊ぶへし、天地日月を鑄造し、神人萬物を化育し給ひと云り、天御中主神は原質を創生化造し、産靈神は萬物を鑄造化育し給へることを、かく文を對して成せるなり、さればとてか本教に従事するもの、まつ造化の神徳の廣大かる旨を講明すべし、これより次々造化の功效を説明せんとす、上件に述る如く、天神の萬物を造化し、各其さまに従ひて、之か位置を與へ給へは、神人、萬物其大小、尊卑の差を生じ、各其分に適する所の權力を、有することを得るに至る、各自其有する所の力の及ふ限りを稱して、之を顯といふ、其力の及ばざる所を名つ

けて、之を幽といふ、各其位置を定め、其權力を有す、こゝにおきては、はじめて、幽顯其界を異にせり、小と卑の以て、大と尊を測るへくらす、終に見るへからず、聞へからざるに至る、これ其界のさかる、初めなり、人は必ず神界のこゝを見ること能はず、幽顯の差あるか爲なり、然れども神界に至りては、神たちをな御言あり、御行ひあり、彼と是と相通すべし、固より神と神との上にては、共々顯あること、火を見るよりも明らけし、然れども猶一層深き所にいます、造化の神の御上より對しては、直に御言をひをなし給ふことなく、また御所行を俱にし給ふことなし、幽顯の差あること、今の世吾人か祖先の靈に對するが如し、此は古事記に、隱身の神をあけたるを以て、思ひ半に過んりし、既に幽顯分界す、造化の神たちと、後に生ませる神と、御所業を異にす、こゝにおきて、神人其現世

の事業、定まらざるへからず、古事記に、天神詔命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也、また日本紀に、天神謂伊奘諾尊、伊奘冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝往脩之、迺賜天瓊戈とありて、天神の命以て、二柱神に修理固成の任を授け給へり、よりて所謂漂蕩る所のものを、修理固成し給へり、こゝに多陀用幣流之國とあれど、たゞ國土經營の一事のみにあらず、其證とすべきは、二柱の神の御所行これあり、まつ國土を經營し、天地の主とますべき、貴の御子をこゝに、海川、山野、草木、水火、風土の諸神、およひ萬物を生給ひ、衣食住の道もこゝに開くるに至る、君臣父子の倫理も、こゝにあらはるゝに至る、經世の大訓はしめて明なり、人の職業ははじめて起れり、これを約する時は、漂蕩の物を、修理固成せる外なし、後世の神人、みな

大祖の神のり、ふり給へる、神勅をつぐものなり、上下各其職とする所のもの、修理固成の任、既に具はれり、こゝに於きて天照大御神、高天原よまして、天地の間に照臨し、造化の功を集めて、神人萬物を主宰し給ふ、恰も造化の功に等し、いかにとなれり、造化の功は、幽中にありて、神人之を見ること能はず、主宰の神徳は顯して、萬物之に浴す、こゝに天照大御神の命以て、齋鏡寶祚二大神勅を垂れて、皇孫尊を葦原中國の顯事に、君臨せしめ給ひ、士農工商の職もこゝに定れること、神典に明なり、次の章にて之を明らかにすべし。

皇祖高皇產靈神、天照大御神の、皇孫に神器を授けて、天宗一系の基を開き給ひ、斯民を治め給ひし、本教の原由を詳悉す、

此章ハ前章につゞけて、之を心得べし、初め天神(則ち產靈神をいふ)の御言以て、伊弉諾伊弉冉尊に、修理固成の任を負せ給ひ、則ち二柱神、大八島國、山川草木の神たちと生とまじき、こゝに共に議りて、天地の主たるべき神を、生ざらめやと宣ひて、天照大御神を生まじけり、故天照大御神、高天原にまして、豊葦原の千五百秋の瑞穂國は、我が御子の次々、君とますべき國なり、爾皇孫尊就して治すべし、さきくまじませ、寶祚の隆むこと、天壤の共無窮なるべしと宣給ひて、寶鏡則ち八咫鏡、および天叢雲劍、八坂瓊曲玉を賜ひ、天の下の政事白し給ふ儀式、則神を祭り、民を治むる道を授け、八百萬神を屬け給ひ、穀物を初め、御水に至るまで、經世の用一として残る處なく、依と給ひて、皇孫尊を天降し給へり、產靈神もこの時のことども、くさくさく輔け給へり、但し幽にかゝれることハ、

産靈神の御依により、顯れり、れること、天照大御神の依と給へり、古事記、古語拾遺の之を、合せ記されたと、日本紀によれば、其こと明らに分れたり、されは我天宗一系の基を開き、君臣の名分と定め、國政の規律を制し給へるは、天之御中主神の神徳によること、云まくも更に、産靈神の詔より、伊弉諾尊の定め給ひ、天照大御神の之を制て、以て皇孫尊に授け、諸神に令して、之を傳へ給るものなり、齋鏡、寶祚の二大嚴勅、則ち之なり、萬世お亘りて徴あり、何れの人か之を争ふことを得ん、實に我君臣の道の如きは、國土と共に萬古不易なれば、海外各國とは、大に異なる所なり、君臣の名分、くの如し、大義の重きこと、又海外各國と同日に語るへからず、國政の規律に至りて、亦彼の其權利を保護せんが爲に、之を組織し、或は人智の推測にされる物の比にあらず、神代

より今に至るまで、君臣の名分正しく、上下修理固成の天職に安んずるもの、これ其証にて、固より區々の論を待ざるなり、海外の政治論者、我神典に則ることを得ずして、經歷を積み、其實地に適するものを撰で、以て説を立んとす、世襲の君をおくを、可とするが如きもの、殆實理に近きに至る、當れること、尠ならず、雖、或は其時勢の急なるに、よれる等ありて、萬古不易の法を制するを得ず、人智限あるか故に、尙履を隔て、痒をかか、が如きもの、おきに非ず、造化の妙を犯さんとすとも、決して能はざるものなり、これ幽顯の分、本末の理あるが爲なり、この條の意を擴張し、以て皇國臣民の本分を盡さずんばあるべからず、固より己の身體は、獨己のものにあらず、祖先の身體なり、祖先神靈、恭しく皇祖の詔を以て、天皇を保護し奉る職を奉じ、以て遺體に及ぶ彼がた、一時君

臣の義を結びて、其恩に報ゆといふ比にあらず、人或は己を潔くし、或は名を惜みて、國に報ずるを美事とす、外國にては或は可ならん、我國家にては何ぞ、一身の美事のとすべけんや、いかにとなれば、祖先より此身に及び、子孫に至るまで、皇室に盡すべき、大義名分既に定まれり、天皇に臣事し、國民の義務を盡し、忠誠を勵み、天上の儀式に習ひて、人倫の修むべき道に従ふ、これ一身の志操を立るのとにあらず、祖先に代り、子孫に先立ちて、勤むべき本分なり、もし一度この本分を誤る時は、皇祖皇靈の罪人たるは云を待す、祖先に不孝、子孫に不慈之より大なるはなし、本教の大經この二章を以て盡す、宜しく三章の神理を窮究し、之が緯を修めて、幽顯兩界に亘りて、少かも恥ることなきに至らしめんことを勤むべし。

人をして、大倫を修めしむるに、惟神の大道を以てし、幽顯の神理を究窮して、其安神を遂げしむ、是その大旨あり。

教の言たる愛^まして、へは其活辭にて、之を施す義なり、天神深く念を人におき給ふこれ教のよりて起る所なり、天神人に賦するに、至誠の性を以てす、人天性に隨ひて、其誠實無妄の心を以て、神に對する時は、則敬とあり、君に對する時は、則忠となり、祖に對する時は則孝となる、この心の誠實無妄なるもの、則惟神の大道と同一にして、一は天神の念を人におきて、之を傳へ給へるものなり、一は天神の賦して以て、其身に備へしめ給へるものなり、固より一にして、二にあらざるあり、孝徳天皇紀の詔に、惟神我子應治故寄、是以與天地之初、君臨之國也、また隨天神之所奉寄、方今始將

修萬國とありて、天神の寄し給へるまゝの道、則神隨の道なり、わが神宮教に講明する所のものは、上に説る如く、造化の神徳を明にし、天照大御神の齋鏡、寶祚の神勅を奉じ、幽顯の神理を究窮せしむる所なれば、之を惟神の教旨とす、かの外國人が其時勢に應じ、其時弊を矯め、一時の急を救はん爲に、作爲せる宗教の如きは、萬世に亘りて行へるべきものに非ず、由て起る所人智の私に出たるを以てなり、故に大倫を修むること能はざるもの、彼の教祖らより教師、教徒に至るまで、とな然り、或はたま／＼倫理を修むることの、正しきを得たる者あらん、是其教理のよく之を薰陶せしに非ず、天性の未たかの教理に溺れず、深くこれに感染せざるが爲なり、彼か教法の制より之を論ずる時は、彼が教師も破戒の名を免かれざるもの、最多きは他なら、人智の推測を以て、一時の

急を救はんとする爲に、天神の賦し給へる靈性に、悖れるが故なり、各國風俗を異にし、或は世々の習慣ありて、其末節の如きは、悉く論ずるに違あらずと雖、人性の正しく、其善良なる者は、海外宗教者の説く所に反せり、故に彼が教を以て、之を養成せんとするは、則其靈性を害ふなり、我國に儒佛の教、侵入してより、大に淳良なる風を破り、よりて大倫を紊るもの、尠からず、宜しく鑑みて以て、惟神の大道によらしめずんばあるべからず、これ本教を説明するもの、殊によく辨ふべき所なり、こゝにおきて幽顯の神理を究窮せしむる時は、人各其信賴する旨を悟り、適從する所を知て、大に其效を奏すべし、抑幽顯の神理を究めんとせば、先修戒の理より入て、鎮魂に及ぶべし、人其私權の末節に進み、忠誠の本分を盡すに意なき時は、所行道に悖り、世を害するに至る、天神の至

愛、なほ之を見直し聞直し給ふと雖、其所行止ざる時は、其惡しきを忌給ふに至る、益々甚しきに至れば、終に之が爲に怒りを發し給ふ、然らば何ぞ其身に幸福を得て、人道を盡すことを得べけんや、然れども祓の神理に通せざる時は、私情に溺れて、之を曉ることも能はざりて、近くは一世の奸惡、遠くは萬世の逆賊とるに至る、恐れざるべからざり、これ皇孫尊の天降りませる時に、天津宮事を以て、修祓の法を授け給ひ、萬世に傳へ給へる所以なり、既に心裏の穢惡と祓ひ、幽罪を清めて、天神の冥助を蒙ることを得、鎮魂の理を講じて、身體を安全ならしめざるべからざり、天神の人に賦する靈性の活用は、甚だ廣くして、神典に傳ふるもの、荒魂、和魂、幸魂、奇魂あり、この四つの魂の外に、今一の魂の名を傳へたれど、故ありてこゝには云はず、別に記せるものあり、各無限の能力を有し、身

體を保護す、然れども之を偏にする時は、他の活は離遊して、或はなまに垂んとするに至る、假令は荒魂のと進むときは、調理の力に乏しく、和魂のと進む時は、決斷の力すくなく、幸魂のと進むときは、義氣に富まず、奇魂のと進むときは、現世を疎んずるが如し、故に中府に鎮めて、其活用を全からしめざるべからざり、これ鎮魂祭式を、皇室に傳へさせ給へる所以なり、既に鎮魂の神理に通じて、之が具足安全を得、こゝにおきて、主宰の功德を分掌し、之に奉事する神理を、解得せしむべし、抑造化の神は幽に入り、顯に出でしめて、主宰の神に之を掌らしめ給ふ、則天照大御神、八百萬神に上首とまじ、皇孫尊、天益人に君とますこれなり、幽顯に亘りて、其憑る所を曉る時は、神魂歸天の理、其中に明なり、こゝにおきて危難災厄、或は不時あいかなる事の起ることありとも、爲に疑惑を

生と、正理に悖ることあるべからず、死生の理にきて、疑貳を容
るゝことかく、人生泰山の安きが如し、幽顯ふ亘りて、其本分を盡
すとを得べし、天理の天理たるものは、至善至美にして、入り易く
行ひ易く、國家に益あり、民に害なきこと、かくの如し、仰くべし尊
びべし、

明治十七年十月一日出版

明治廿六年九月二十一日改題再版印刷

同年十月十五日發行

著者

藤井稜威

山口縣熊毛郡上關村大字長島
第八百十九番地

發行者

神宮教々校

東京市麹町區有樂町三丁目二
番地

代表者

久米 雄

印刷者

武田文八

東京市芝區愛宕下町二丁目二
番地

印刷所

忠愛社

東京市京橋區八官町十九番地

